

## 島根大学附属図書館本館運営会議細則

(平成28年島大細則第9号)

(平成28年3月15日制定)

[平成29年3月21日一部改正]

### (趣旨)

第1条 この細則は、島根大学附属図書館規則(平成28年島大規則第20号。以下「規則」という。)第8条の2第2項の規定に基づき、附属図書館本館運営会議(以下「本館運営会議」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

### (審議事項)

第2条 本館運営会議は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 本館の業務に関すること。
- 二 本館の予算及び決算に関すること。
- 三 専門委員会等の設置に関すること。
- 四 その他附属図書館長から付託されたこと。

### (組織)

第3条 本館運営会議は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- 一 附属図書館長(以下「館長」という。)
  - 二 各学部(医学部及び総合理工学部を除く。)の教員代表 2名
  - 三 総合理工学研究科の教員代表 2名
  - 四 企画部図書情報課長
  - 五 その他館長が必要と認めた者
- 2 前項第2号及び第3号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 第1項第2号及び第3号の委員については、規則第8条第3項第3号及び第4号の委員をもって充てる。

### (会議)

第4条 本館運営会議は、館長が招集し、議長は館長をもって充てる。

- 2 議長に事故があるときは、議長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
- 3 本館運営会議は、委員の過半数の出席により成立する。
- 4 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 5 本館運営会議が必要と認めたときは、本館運営会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

### (専門委員会)

第5条 本館の専門的課題に対応するため、必要に応じて専門委員会等を置くことができ

る。

(報告)

第6条 本館運営会議の審議結果は、附属図書館運営会議に報告するものとする。

(事務)

第7条 本館運営会議の事務は、企画部図書情報課において処理する。

(その他)

第8条 この細則に定めるもののほか、本館運営会議の運営に関し必要な事項は、本館運営会議が別に定める。

#### 附 則

- 1 この細則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 島根大学学術情報機構附属図書館本館運営会議細則（平成25年島大細則第16号）は廃止する。
- 3 第3条第2項の規定にかかわらず、この細則の施行後最初に就任する本館運営会議委員の任期は、平成29年3月31日までとする。

#### 附 則

この細則は、平成29年4月1日から施行する。